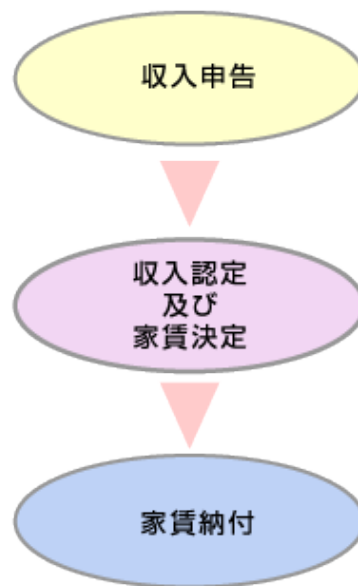


■入居中の方へ

家賃と収入申告

■収入申告から家賃の納入まで

入居者は毎年度、世帯全員の収入等について申告をしなければなりません。この申告をもとに各世帯の認定月収を算出し、翌年度の家賃を決定します。



■収入申告について

入居者には、公営住宅法等により毎年度、世帯全員の収入等について申告しなければならない義務が課せられています。

※豊中市営住宅募集・管理センターから送られた「収入申告書」に世帯全員の前年分の収入等必要事項を記入し、収入を証明する書類(市・府民税課税証明書、市民税・府民税納税通知書)を添付して提出してください。

※「収入申告書」の提出がない場合、家賃については、近傍同種の住宅の家賃(民間の賃貸住宅の家賃と同程度になるように国が定めた方法によって算出される家賃)等となりますので、ご注意ください。

○「収入申告書」および「緊急連絡先登録票」は次ページをご参照ください。

■家賃の納入について

入居者は、毎月末日までにその月分の家賃を納入してください。

また、口座振替をご利用いただくと、毎月月末に口座から自動的に家賃を引き落とすため大変便利です。ぜひご利用ください。

収入申告書

受付印

(あて先) 豊中市長

市営住宅条例第11条の規定により、私及び同居者の収入を下記のとおり申告します。

住所 豊中市			
市営	住宅	棟	号
電話 ()		-	
携帯 ()		-	

年 月 日

入居者全員について記載してください (年齢は10月1日現在)

	名義人氏名	生年月日	年齢	続柄	勤務先等	所得の種類 (年金の種類)	年間総収入金額 (事業の場合は総所得金額)	特別控除
①		M T S H 年 月 日		本人	(勤務先名) 電話 () - 無職・生活保護	給与 年金 () 事業・その他		

	同居者氏名	生年月日	年齢	続柄	勤務先等	所得の種類 (年金の種類)	年間総収入金額 (事業の場合は総所得金額)	特別控除
②		M T S H 年 月 日			(勤務先名) 電話 () - 無職・生活保護	給与 年金 () 事業・その他		

③		M T S H 年 月 日			(勤務先名) 電話 () - 無職・生活保護	給与 年金 () 事業・その他		
---	--	------------------	--	--	-------------------------------	------------------------	--	--

④		M T S H 年 月 日			(勤務先名) 電話 () - 無職・生活保護	給与 年金 () 事業・その他		
---	--	------------------	--	--	-------------------------------	------------------------	--	--

⑤		M T S H 年 月 日			(勤務先名) 電話 () - 無職・生活保護	給与 年金 () 事業・その他		
---	--	------------------	--	--	-------------------------------	------------------------	--	--

⑥		M T S H 年 月 日			(勤務先名) 電話 () - 無職・生活保護	給与 年金 () 事業・その他		
---	--	------------------	--	--	-------------------------------	------------------------	--	--

⑦		M T S H 年 月 日			(勤務先名) 電話 () - 無職・生活保護	給与 年金 () 事業・その他		
---	--	------------------	--	--	-------------------------------	------------------------	--	--

別居扶養親族がある場合、記入してください

	別居者氏名	生年月日	年齢	続柄	住所	特別控除 (②・③・④・⑤)
別居扶養欄		M T S H 年 月 日			電話 () -	
		M T S H 年 月 日			電話 () -	

特別控除欄は番号で記入してください

- ① 寡婦 (夫) ② 老人扶養 ③ 特定扶養 ④ 障害者 ⑤ 特別障害者

※入居者 (名義人) が死亡した場合又は転出した場合には「入居名義人変更承認申込書」を、同居者に転出・転入・出産等の異動があった場合には「異動届」又は「同居承認申込書」を、必ず豊中市営住宅募集・管理センターへ提出してください。

郵送可 (あて先 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1)

裏面の“収入申告書の記入について”をご確認の上、ご記入ください。

収入申告書の記入について

次の順序に従って記入漏れがないように記入してください。

なお、添付する証明については、同封の「収入申告書の提出について」をお読みください。

- 1 『住所』欄及び『入居名義人』欄を記入してください。
- 2 現在住んでいる入居者全員の氏名を『同居者氏名』欄に記入してください。
- 3 各々の生年月日を記入し、平成29年(2017年)10月1日現在の年齢を記入してください。
- 4 『続柄』欄は、入居名義人を本人として、本人からみた続柄を記入してください。
- 5 『勤務先等』欄には、現在の状況を記入してください。
・現在の状況に応じ証明書類が必要となりますので、詳しくは「収入申込書の提出について」をお読みください。
- 6 『年間総収入金額』欄には、該当する所得の種類に応じて年間の総収入金額を記入してください。ただし、年金収入の方は、『所得の種類』欄の()内に年金の種類を記入してください。
・収入の種類、収入額（自営業の方は所得額）がわかるものを必ず添付してください。
・給与の方は、給与収入と給与所得がありますので注意してください。
- 7 『特別控除』欄には、「収入申告書の提出について」をよく読み、該当される控除の番号を記入してください。
・控除を証明するものが必要となります。
・添付される証明書で、控除ができるかどうか確認してください。
・証明できない場合、控除できないことがありますのでご注意ください。
- 8 別居扶養されている方がおられる場合は、『別居扶養』欄に記入してください。
- 9 書き終わりましたら、再度記入漏れ、証明書類の添付に不備がないか確認してください。
- 10 下記住所に郵送するか、直接窓口にお持ちください。
- 11 内容の不備および添付書類漏れがある場合は、後日おってご連絡いたしますので、速やかに提出してください。

収入申告書を提出されない場合

近傍同種の家賃（民間賃貸住宅並みの家賃）となります。

上記家賃になった場合、収入申告後の家賃が適用されるのは、申告月の翌月分からとなります。

送付先及びお問合せ

〒561-8501

豊中市中桜塚3-1-1

(豊中市役所 第2庁舎5階)

豊中市営住宅募集・管理センター

電話 06-6858-2395

市営住宅では住民サービスの向上のため、常に新しい情報を登録し、対応できるようにしております。収入申告とあわせて、こちらの書類も記入の上提出をお願いいたします。なお、皆様から集められた情報は、原則として市営住宅の管理に関するものに使用し、他の目的に利用または第三者に提供することはありません。

緊急連絡先登録票

(あて先) 豊中市長

平成 年 月 日

住 宅 名	住宅 棟 号室
名 義 人 氏 名	
自 宅 電 話 番 号	
携 帯 番 号	

緊急連絡先：

ご自宅以外に連絡できる番号を下記に記入してください。

氏 名 (フリガナ)	続 柄	住 所	電 話 番 号
			自宅
			携帯
			自宅
			携帯
			自宅
			携帯

■ 入居者のみなさまへ

豊中市 都市計画推進部 住宅課
豊中市営住宅募集・管理センター

収入申告書の提出について(全員提出)

市営住宅の家賃は、入居されておられる世帯全員の収入で決まります。

このたび、お届けしました『収入申告書』は、あなたの住宅にお住まいの方全員の収入状況を申告していただくことにより、その収入をもとにして、来年度の家賃(平成30年(2018年)4月分～平成31年(2019年)3月分)を算定するためのものです。

提出期限までに、収入を証明する書類を必ず添付のうえ提出してください。

申告内容

【基本】平成28年(平成28年(2016年)1月1日～12月31日まで)の収入

※ただし申告日現在までに退職・転職した場合、収入は平成27年分ではなく、別途提出していただく書類から算定します。

提出期限

平成29年(2017年)7月31日(月)(厳守)

※郵送もしくは直接窓口にて提出してください。

提出するもの

収入申告書 緊急連絡先登録票
収入を証明する書類

※詳細は、次ページからの説明をよく読んでください。

**収入申告書を提出されない場合
近傍同種の家賃(民間賃貸住宅並みの家賃)となります。**

申告にあたっての注意

- ① 原則、平成28年の収入を申告していただきますが、平成28年(2016年)1月2日以降、退職・廃業・転職等により収入に変動があった場合は、退職の証明と現状の収入を証明できるものを添付し、提出していただきます。
- ② 申告書類に不備がある場合は、後日おって連絡しますので、速やかに提出してください。

お問合せ

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
豊中市営住宅募集・管理センター
■電話 06-6858-2395

給与所得・その他の所得のある方

※平成28年に働いたことのある方

【基本】次の証明書の①～④のいずれかを提出してください。

- ① 平成29年度 市・府民税課税証明書
(詳細は、『平成28年度 市・府民税課税証明書の発行について』を読んでください。)
- ② 平成29年度市民税・府民税特別徴収税額通知書のコピー
- ③ 平成29年度市民税・府民税納税通知書(課税明細書)のコピー
(住所・氏名の記載のあるページと収入金額及び扶養状況の記載のあるもの)
- ④ 確定申告書(控え) [税務署の受付印のあるものに限る]のコピー

- 注意1：勤務先が発行する源泉徴収票は、証明となりません。
- 注意2：学生の方でもアルバイト収入がある方は証明が必要となります。

退職・廃業・転職された方

【A】平成28年(2016年)1月2日以降、退職または廃業された方で、今後就職される予定もなく、年金など他に収入のない方は、上記【基本】の証明に加え、退職された証明として次の書類を提出してください。

- ア 雇用保険受給資格者証のコピー(表裏)
- イ 在職時の会社が発行する退職証明
- ウ 廃業届のコピー(税務署の受付印のあるもの)

【B】平成28年(2016年)1月2日以後、退職または廃業された方で、公的年金収入のみとなった方は、上記【基本】及び【A】の証明に加え、次の書類を提出してください。

- ア 最近の年金改定通知書のコピー
- イ 最近の年金振込通知のコピー
- ウ 年金証書(金額記載のもの)のコピー

【C】平成28年(2016年)1月2日以降、転職または勤務形態の変更(正社員から嘱託など)があった場合は、上記【基本】及び【A】の証明に加え、下記証明を提出してください。

- ア 給与支払証明(既に給与の支払がある方)
- イ 雇用契約書(給与の支払いをまだ受けていない方)

※様式が必要な方はご連絡ください。

公的年金収入のみの方

次の証明書の①～④のいずれかを提出してください。

- ① 平成29年度 市・府民税課税証明書
(詳細は、『平成29年度 市・府民税課税証明書の発行について』を読んでください。)
- ② 平成28年分の公的年金等の源泉徴収票のコピー
- ③ 最近の年金改定通知書のコピー
- ④ 最近の年金振込通知書のコピー

●注意：平成29年度市・府民税課税証明書以外の場合は、受給されているすべての年金の証明が必要です。

収入のない方

※平成28年に一度も働いたことがなく収入がなかった方

- ① 配偶者の場合
扶養者の収入を証明する書類で配偶者扶養の状態が確認できれば、他の証明は必要ありません。
- ② 小・中学生の場合
扶養者の収入を証明する書類で扶養の状態が確認できれば、他の証明は必要ありません。
- ③ 義務教育以外の学生の場合(夜間学生は除く)
扶養者の収入を証明する書類で扶養の状態が確認できれば、在学証明書又は学生証のコピー
(アルバイト等収入がある場合は課税証明書が必要になります)
- ④ その他の場合
次のいずれかを提出してください。
ア 平成29年度市・府民税課税証明書
イ 民生委員の発行する無職であることの証明書

生活保護を受けている方

次のいずれかの証明を提出してください。

- ア 生活保護受給証明書(直近のもの)
- イ 生活保護の決定通知書(直近のもの)

遠隔地扶養者(別居扶養者)がいる方

扶養者の収入を証明する書類で扶養の状態が確認できれば、他の証明は必要ありません。

●注意：提出される証明により扶養の状態が確認できない場合は他の証明が必要となります。

特別控除について

次に該当するような方は控除を受けることができます。

①寡婦(夫)控除	所得税法上【寡婦(夫)】控除の適用を受けている方 <ul style="list-style-type: none">●夫と死別、離婚した後婚姻をしていない者、夫の生死が明らかでない者又は婚姻によらないで母となり現に婚姻をしていない者で、扶養親族のある者●夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で、年間所得金額が500万円以下の者●妻と死別、離婚した後婚姻をしていない者、妻の生死が明らかでない者又は婚姻によらないで父となり現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子があり、年間所得金額が500万円以下の者
②老人扶養控除	同居者の扶養親族(配偶者を含む)のうち70歳以上の方 (昭和21年(1946年)10月1日以前に生まれた方)
③特定扶養控除	同居者の扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方 (平成5年(1993年)10月2日～平成12年(2000年)10月1日の間に生まれた方)
④障害者控除 ※手帳等のコピーが必要です	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷者手帳の交付を受けている方●知的障害者サポートセンター等でB1、B2と診断された方
⑤特別障害者控除 ※手帳等のコピーが必要です	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳(2級以上)、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳(第3項症以上)、の交付を受けている方●知的障害者サポートセンター等でAと診断された方

●注意：控除内容を証明できるものがない時は、控除できない場合がございます。

平成29年度 市・府民税課税証明書の発行について

『平成29年度 市・府民税課税証明書』は、入居者の平成28年におけるすべての収入、無収入を証明する証明書であり、税法上の控除等も記載されていますので、控除を正しくすべて申告されておられる方は、特別控除の証明としても使用できます。

証明書の発行に際して次のことに注意してください。

- ア 平成29年(2017年)1月1日現在、住民登録がある市区町村でないと発行できません。
- イ アルバイトなどにより収入があるが、申告をおこなっていないために証明をうけられない方は、平成29年(2017年)1月1日現在の市区町村で申告し証明をうけてください。
- ウ 平成28年に収入のない方も、収入のない旨を申告すれば証明書の発行ができます。
- エ 発行に際しては有料となります。(豊中市の場合、一通300円)

発行場所等

■源泉徴収または申告されている方

豊中市役所 市民課(第1庁舎1階)
庄内・新千里出張所

■源泉徴収または申告されていない方

豊中市役所 市民税課(第1庁舎2階)で申告後 窓口証明係へ
(庄内・新千里出張所では申告できません。)

※平成29年(2017年)1月1日現在、豊中市に住んでいなかった方は、その時住んでいた市区町村でご確認ください。